

JSG ニュースレター

<Tax>

**2023 年度総合所得税、所得基本税額の免税額、
控除額、累進課税等級および退職所得の定額免税額、
2023 年度相続・贈与の免税額、累進課税等級、
遺産総額不算入額、各種控除金額の公表**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2022 年 12 月 21 日付で 2023 年度総合所得税および所得基本税額に係る免税額、控除額、累進課税等級および退職所得の定額免税額、ならびに 2023 年度に発生する相続または贈与について適用される相続税・贈与税の免税額、累進課税等級金額、遺産総額不算入額および各種控除金額を公表しました。

営利事業の基本税額に係る免税額については、消費者物価指数が前回調整時（2013 年度）の指数からの上昇率が 10% 以上に達したため、2023 年度に調整が行われます。その他の総合所得税に係る免税額、控除額、累進課税等級および退職所得の定額免税額、個人の基本所得税額免税額、ならびに相続税・贈与税等に係る免税額、控除額および累進課税等級については、調整基準に達していないため、2022 年度と同額に据え置かれます。

一、 営利事業の基本所得税免税額の調整に係る 2022 年度と 2023 年度の比較

項目	2022 年	2023 年
免税額	50 万円	60 万円

二、 未調整項目-総合所得税および相続・贈与税に係る免税額等

税目	課税等級 / 免税額および控除額
総合所得税	2022 年度と同額に据え置き (2023 年度標準一覧)
所得基本税額 (個人部分)	
相続・贈与税	2022 年度と同額に据え置き (2023 年度標準一覧)

勤業衆信の見解

- 営利事業の基本所得税額に係る免税額については、財政部が所得基本税額条例第 3 条第二項の規定に基づき調整を行うもので、特定の目的による減税措置ではありません。また、企業に所得基本税額条例第 7 条に規定する基本税額に算入すべき所得額があり、算定した基本税額が一般所得税額より大きい場合にのみ、当該免税額増加による納税額減少の恩恵を受けることができます。
- 当該調整は 2023 年度の営利事業所得税に適用されるため、営利事業(12 月決算会社の場合)においては、2024 年 5 月の営利事業所得税確定申告時から適用されます。来年 2023 年の確定申告時は、依然として 2022 年度の免税額 (50 万円) が適用されることにご留意ください。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



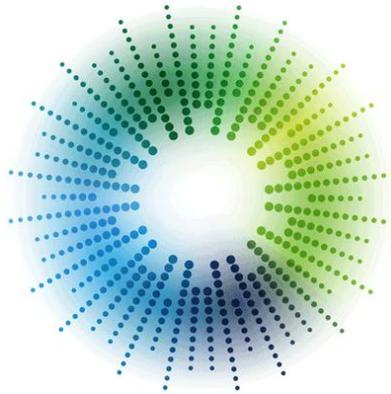
Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、は香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートマツ リミテッド (“DTTL”) ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク (総称して“デロイトネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTLの各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2022 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

財政部公告 112 年度綜合所得稅及所得基本稅額相關免稅額、扣除額、課稅級距及計算退職所得定額免稅之金額，以及 112 年度發生之繼承或贈與案件適用遺產稅、贈與稅之免稅額、課稅級距金額、不計入遺產總額及各項扣除額之金額

財政部於111年12月21日分別公告112年度綜合所得稅及所得基本稅額相關免稅額、扣除額、課稅級距及計算退職所得定額免稅之金額，以及112年度發生之繼承或贈與案件適用遺產稅、贈與稅之免稅額、課稅級距金額、不計入遺產總額及各項扣除額之金額，其中針對營利事業基本稅額免稅額部分，因消費者物價指數較上次調整時(102年度)之指數上漲累計已達10%以上，故於112年度進行調整，其他有關綜合所得稅相關免稅額、扣除額、課稅級距及計算退職所得定額免稅、個人基本所得稅額免稅額，以及遺贈稅等相關免稅額、扣除額及課稅級距，則因未達調整標準，故未予以調整，仍維持111年度相同之金額：

一、調整營利事業基本所得稅額免稅額，茲比較 112 年與 111 年差異如下：

項目	111 年	112 年
免稅額	50 萬	60 萬

二、未調整項目-綜合所得稅及遺贈稅相關免稅額等項目

稅目	課稅級距 / 免稅額及扣除額
綜合所得稅	維持與 111 年度相同
所得基本稅額條例 (個人部分)	(請點選 連結)
遺贈稅	維持與 111 年度相同
	(請點選 連結)

勤業眾信觀點

- 財政部針對營利事業基本所得稅額免稅額部分，主要仍是按照所得基本稅額條例第3條第2項規定進行調整，並非特定目的之減稅政策，且企業須有所得基本稅額條例第7條應計入基本稅額之所得額，且基本稅額高於一般所得稅額者，方能受惠該免稅額調增所減少之應納稅額。
- 該調整適用於112年度營利事業所得稅，故營利事業於113年5月辦理營利事業所得稅結算申報時才能適用，明年(112年)申報營所稅時仍應適用111年度之免稅額(即50萬)。

 Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息請點這

日商組官方網站請點這



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 (統稱為 “Deloitte 組織”)。DTTL (也稱為 “Deloitte 全球”) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)、其會員所或其相關實體的全球網絡 (統稱為 “Deloitte 組織”) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾（明示或暗示），DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2022 勤業眾信版權所有 保留一切權利